

公務上死亡災害の発生状況

(平成26年度認定分)

平成28年2月

地方公務員災害補償基金

第2 公務上死亡災害発生事例

(2) 石綿曝露による被災

【事例8】石綿管の修繕及び取替作業に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等

職員の区分：電気・ガス・水道事業職員

死亡年齢：60歳代

災害発生年月：昭和62年5月

傷病名：悪性胸膜中皮腫

(概要)

石綿管の修繕及び取替作業に従事し、石綿粉じんを吸い込んだことにより、悪性胸膜中皮腫を発症した。

【事例9】水道管切断等の水道工事に従事したことによる石綿曝露

団体区分：都道府県

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：50歳代

災害発生年月：平成9年9月

傷病名：びまん性胸膜中皮腫

(概要)

昭和38年4月から昭和49年3月まで及び昭和51年4月から昭和60年12月までの間、水道管の切断等の水道工事に従事したことにより、びまん性胸膜中皮腫を発症した。

(安全・衛生対策)

石綿セメント管の切断等の作業を行うときは、防じんマスクを使用し、石綿粉じんの発散を防止するため、周りを囲ったり湿潤状態にするよう指導している。

【事例10】環境工場破碎棟内の清掃作業に従事したことによる石綿曝露

団体区分：市町村等

職員の区分：清掃事業職員

死亡年齢：70歳代

災害発生年月：平成19年11月

傷病名：びまん性胸膜肥厚

(概要)

環境工場破碎棟内の清掃作業に従事し、石綿を含む粉じんを吸い込んだことにより、びまん性胸膜肥厚を発症した。

(安全・衛生対策)

職員が被災した建物は既になく、他の市有施設の石綿についてはすべて対処済みである。また、同所で同様の業務に従事した職員については、退職者も含め特殊健康診断を実施している。

【事例11】水道管の維持補修業務に従事したことによる石綿曝露

団体区分：都道府県

職員の区分：その他の職員

死亡年齢：80歳代

災害発生年月：平成24年10月

傷病名：胸膜中皮腫

(概要)

昭和39年から昭和63年までの間、石綿管を含む水道管の維持補修業務に従事していたことにより、退職後に胸膜中皮腫を発症した。